

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産、役務等の特殊性等 当該工事は、(一)古川国府線の古川町本町地内で実施している電線共同溝工事のうち、引込管路等を施工する工事である。 この工事は、道路法のみならず電気・電気通信関係諸法令に精通していることが求められるうえ、電線共同溝に参画する各電線管理者及び、電線を引込む民地との詳細な調整を実施できなければならないという特殊性を有している。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 電線共同溝工事において岐阜県では、平成17年8月10日付けで「電線共同溝方式における設備工事の受委託に関する覚書」を中部電力(株)(現在の中部電力パワーグリッド(株))、西日本電信電話(株)(現在のNTT西日本(株))及びNTTインフラネット(株)と締結し、同覚書5条に基づき連系管路、連系設備及び引込管を含む設備工事の委託を中部電力パワーグリッド(株)またはNTTインフラネット(株)に委託することとしている。 この覚書に基づき、令和8年2月3日付け古土第734号で協議を行ったところ、中部電力パワーグリッド(株)高山支社より受託する旨の回答があった。 以上より中部電力パワーグリッド(株)高山支社が契約できる唯一の者である。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。